

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 奨学金の給付

定款第3条及び第4条に基づき、大阪府内の大学及び大学院に在学するアジアからの留学生で、理工系の分野を専攻する学生に対し奨学金を給付する。

(1) 奨学金給付額

大学生	月額	50,000円
大学院生	月額	50,000円

(2) 対象者

新規採用者	4月採用		10月採用	
	大学生	2名	大学院生	4名
継続者	大学院生	13名		
	大学生	6名		8名
	大学院生	19名		28名
		4月～9月		10月～3月
合計	大学生	8名		8名
	大学院生	32名		32名

毎月40名に奨学金を給付

(3) 指定大学（令和6年度募集）

大阪大学、大阪公立大学、関西大学、近畿大学

各指定大学の奨学生推薦枠は、アジアからの理工系留学生の在籍人数に基づき決定することとし、理事長に一任する。

(4) その他

令和5年度の奨学生選考において、大学生と大学院生間で採用人数の変更、及び辞退者があった場合の補欠採用については、事業範囲、指定大学など公益法人認定に関わらない人数の変更については理事長に一任する。

2. 奨学生交流会の開催

奨学生同士や奨学生と役員等財団関係者との交流を図り、留學生活の助言を受ける場として、奨学生交流会を行う。

(1) 開催時期

令和6年10月（開催延期または中止となる場合あり。）

(2) 参加者

奨学生、理事、監事、評議員、奨学生選考委員、事務局員及び来賓他

以上